

指定管理者評価シート(平成20年度)

施設名	養護老人ホーム湯島の里					
指定管理者	名称	八幡浜市社会福祉協議会				
	所在地	八幡浜市松柏乙1101番地				
指定期間	平成18年4月1日から平成21年3月31日(3年間)					
評価担当課	福祉事務所					
施設の概要	<p>施設種別: 養護老人ホーム 老人福祉法に基づき、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な老人を入所させ、養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会活動に参加するために必要な指導及び訓練をその他の援助を行う。</p> <p>認可定員: 50人 建物: 鉄筋コンクリート造2階建(簡易耐火構造) 1,542.8㎡ (職員数) 施設長: 1名、事務員2名、嘱託医: 1名(非常勤)、 生活相談員2名(内、非常勤1名)、支援員12名(内、非常勤5名) 看護職員: 2名(内、非常勤1名)、栄養士: 1名 調理員7名(内、非常勤3名)、その他: 3名 合計: 31名(内、非常勤11名)</p>					
指定管理者の業務	<p>1 入所者の指導及び援助に関すること 生活相談、食事の提供・援助、健康管理、入浴介助、衛生管理、事故防止、軽作業、レクリエーションなど</p> <p>2 施設の維持管理に関すること</p> <p>3 その他、市長が必要と認める業務</p>					
施設利用状況	<利用者数> (単位:人)					
	月	月初在所数	月中退所	死亡	月中入所	月末在所数
	4	48				48
	5	48				48
	6	48				48
	7	48				48
	8	48				48
	9	48				48
	10	48	1		1	48
	11	48		1		47
	12	47				47
	1	47		1		46
	2	46				46
	3	46				46
	計	570	1	2	1	568
収支状況	<指定管理者としての収入・支出(決算)>					
	収入内訳	収入金額(円)	支出内訳	支出金額(円)		
	寄附金	40,000	人件費	59,028,420		
	指定管理料	96,000,000	事務費	8,208,758		
	雑収入	666,440	事業費	35,058,771		
	その他収入(財務)	145,680	その他支出(財務)	563,239		
	前期末支払資金残高	8,412,418				
	合計	105,264,538	合計	102,859,188		
	当期末支払資金残高			2,405,350		

指定管理者評価シート(平成20年度)

施設名(養護老人ホーム湯島の里)

評価項目	判定	評価の内容
入所者個々の状況に配慮し、且つ公平な支援を確保し、また、支援内容の向上が図られるものであること (第1号)	A	①入所者の個々にあった支援内容を実行できるような有効な手段が講じられているか。
		②施設の有効利用が図られ、特定の入所者を優遇するおそれがないか。
		③入所者への支援内容の向上策は適切か。
		④施設内外での入所者間や入所者以外の人とのふれあいや交流策は適切か。
		⑤入所者からの苦情の処理及び利用者に対する要望の把握並びにこれらに対する実現策は適切か。
当該公の施設の効用を最大限に発揮させるとともにその管理にかかる経費の縮減が図られるものであること (第2号)	B	①施設の利用拡大に向けた方策は適切か。
		②総合的に収支計画が適切で、管理経費の縮減が図られる内容となっているか。
		③自主事業の計画書の内容は適切か。
		④人件費の設定は、職員費に見合った内容で適切か。
		⑤経費削減は、支援内容の低下を招くことのない方策となっているか。
事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有し、又は有することが確実であること (第3号)	A	①施設の現状を正しく認識し、今後の管理のあり方について具体的かつ適切な提案がなされているか。
		②法人等の経営状態に問題はないか。
		③施設の管理業務に係る職員体制は十分なものか。
		④その他管理経費の設定に無理はないか。
		⑤施設の管理業務のうち、第三者に行わせる業務は必要最小限の範囲か。
		⑥同種の施設の管理実績があるなど、必要な管理能力を有することが期待できるか。
その他、当該公の施設の設置目的を達成するために必要であるとして市長等が別に定める基準 (第4号)	A	①個人情報保護に係る措置が適切に講じられる見込みがあるか。
		②衛生管理、火気管理等の安心・安全な施設管理が期待できるか。
		③管理業務に係る地元雇用・市内調達の考え方及び実現性は適切か。
		④地域活動への参加等の地元貢献についての考え方及び実現性は適切か。
総合評価	A	<p>【評価・コメント】</p> <p>要支援・要介護者に対しても可能な範囲で対応できるように養護老人ホーム設置基準以上の職員配置としており、きめ細かい入所者の支援を図っている。また、個人情報保護に関する適正な取り扱いの徹底や施設内に入所者からの苦情受付箱を設置し、要望を把握して改善をはかるなどの入所者支援策の向上に努めている。</p> <p>【総括評価】</p> <p>多くの分野において、良い評価となっており、全般的に適正な管理が行われている。</p>

判定基準 A(配点の90%以上の点数) B(配点の70%以上90%未満の点数) C(配点の50%以上70%未満の点数) D(配点の50%未満の点数)